



鳥取県公報

平成 28 年 11 月 21 日(月)
号外第 104 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
(56) (業務効率推進課) 3
- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (20) (給与課) 5
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (21) (〃) 7
職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (22) (〃) 9

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県中部地震における被災地の復旧及び復興を迅速かつ強力で推進するための体制を整備する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

中部地震復興本部事務局長を新設し、鳥取県中部地震からの復旧及び復興に係る対策の総合調整に関する事務をつかさどる。

(2) 職員の職の設置に関する規則の一部改正

職員の職に中部地震復興本部事務局長を加える。

(3) 施行期日は、平成28年11月21日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第56号

鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制及び職務)	(職制及び職務)
第16条 略	第16条 略
2～10 略	2～10 略
11 <u>中部地震復興本部事務局長を元気づくり総本部に置き、鳥取県中部地震からの復旧及び復興に係る対策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u>	11 略
12 略	12 略
13 略	13 略
14 略	14 略
15 略	15 略
16 略	16 略
17 略	17 略
18 略	17 略

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
統轄監、部長、局長、所長、理事監、 <u>中部地震復興本部事務局長</u> 、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係	統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身

長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、支援幹、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、支援幹、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成28年11月21日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月21日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第20号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長(名古屋代表部の部長を除く。) 危機管理局の局長 (人事委員会が承認したものに限り。) 東部振興監(人事委員会が承認したものに限り。) 観光交流局の局長 (人事委員会が承認したものに限り。) 会計管理者(人事委員会が承認したものに限り。) 東京本部の本部長 (人事委員会が承認したものに限り。) 関西本部の本部長 (人事委員会が承認したものに限り。) 理事監 <u>中部地震復興本部事務局長</u>	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長(名古屋代表部の部長を除く。) 危機管理局の局長 (人事委員会が承認したものに限り。) 東部振興監(人事委員会が承認したものに限り。) 観光交流局の局長 (人事委員会が承認したものに限り。) 会計管理者(人事委員会が承認したものに限り。) 東京本部の本部長 (人事委員会が承認したものに限り。) 関西本部の本部長 (人事委員会が承認したものに限り。) 理事監	1種
	略				略		
略				略			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
略				略			
備考				備考			
1 この表において「特定職」とは、次に掲げる				1 この表において「特定職」とは、次に掲げる			

<p>職をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、<u>中部地震復興本部事務局長</u>、文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>職をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成28年11月21日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月21日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第21号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	本庁 統轄監 部長 理事監 本部長 <u>中部地震復興本部事務局長</u> 東部振興監 次長 参事監 文化振興監 スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 館長 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 チーム長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び業務効率推進課の課長補佐のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。） 主事（総	知事事務部局	本庁 統轄監 部長 理事監 本部長 東部振興監 次長 参事監 文化振興監 スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 館長 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 チーム長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び業務効率推進課の課長補佐のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。） 主事（総

	務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)		事の秘書に関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成28年11月21日から施行する。

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月21日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第22号

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後										改正前																				
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																				
組織	職務の級									組織	職務の級																			
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級											
知本略										知本略																				
事庁	本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事 機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 法士 保健師 看護師 管理栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師 学芸員補	主事 機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 法士 保健師 看護師 管理栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師 学芸員補	係長 主計員 教務主任 理療主任 歯科衛生主任 農薬専任 林業専任 門技術員 用地主幹	課長補佐 総括主計員 主計員 教授 教授 歯科衛生主任 地域振興 地域振興 専技主幹 用地主幹 主幹	課長補佐 総括主計員 主計員 教授 教授 歯科衛生主任 地域振興 地域振興 専技主幹 用地主幹 主幹	課長 室長 所長 校長 危機管理 専門官 長 副官房長 副官房長 長 企画調整 整幹 農工芸振興官 中山間振興官 地域振興 興リーダ 校長 館長 参事 税務専門員 主任教授 総括検査専門員 検査専門員	副局長 局長 校長 安全対策監 本部長 東部振興監 中部地 震復興 本部事務局長	次長 局長 原子力 安全対策 策監 本部長 東部振興監 中部地 震復興 本部事務局長	統轄監 部長 会計管理 者 本部長 東部振興監 中部地 震復興 本部事務局長	知本略										知本略									
事庁	本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事 機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 法士 保健師 看護師 管理栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師 学芸員補	主事 機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 法士 保健師 看護師 管理栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師 学芸員補	係長 主計員 教務主任 理療主任 歯科衛生主任 農薬専任 林業専任 門技術員 用地主幹	課長補佐 総括主計員 主計員 教授 教授 歯科衛生主任 地域振興 地域振興 専技主幹 用地主幹 主幹	課長補佐 総括主計員 主計員 教授 教授 歯科衛生主任 地域振興 地域振興 専技主幹 用地主幹 主幹	課長 室長 所長 校長 危機管理 専門官 長 副官房長 副官房長 長 企画調整 整幹 農工芸振興官 中山間振興官 地域振興 興リーダ 校長 館長 参事 税務専門員 主任教授 総括検査専門員 検査専門員	副局長 局長 校長 安全対策監 本部長 東部振興監 中部地 震復興 本部事務局長	次長 局長 原子力 安全対策 策監 本部長 東部振興監 中部地 震復興 本部事務局長	統轄監 部長 会計管理 者 本部長 東部振興監 中部地 震復興 本部事務局長	知本略										知本略									
略										略																				
備考	略									備考	略																			

附 則

この規則は、平成28年11月21日から施行する。